

中国における 銀行の自己資本補充の動き

中国では、不良債権処理の圧力が強まり、利益環境の厳しさも増す中で、銀行は自己資本補充に向けて動いている。金融リスクの把握、抑制・取締り、自己資本増強という金融安定化に向けたプロセスが徐々に進んでいる。

自己資本補充の必要性

中国政府は、国内金融システムにおけるリスクの抑制・解消と金融包摂面における中小企業等の資金調達コスト引下げに注力している。そうした中、中国の商業銀行（以下、銀行）は今後、利益環境が厳しくなると予想されることとあまって、自己資本の補充に動いている。

金融リスクの抑制・解消について見ると、第一に、不良債権認定の厳格化がある。2018年以降、90日以上延滞の貸出は不良債権に分類することが徹底された。これを受けて、厳格化が遅れていた都市商業銀行や農村商業銀行等では不良債権比率が顕著に上昇した（図表1）。このため、貸倒引当金や不良債権償却の増加が利益や自己資本の圧迫要因となっている。ちなみに、2019年1月の銀行保険監督管理委員会（銀保監会）によれば、2017年の不良債権処理・償却は1.4兆元、18年は2兆元近くにのぼっている。

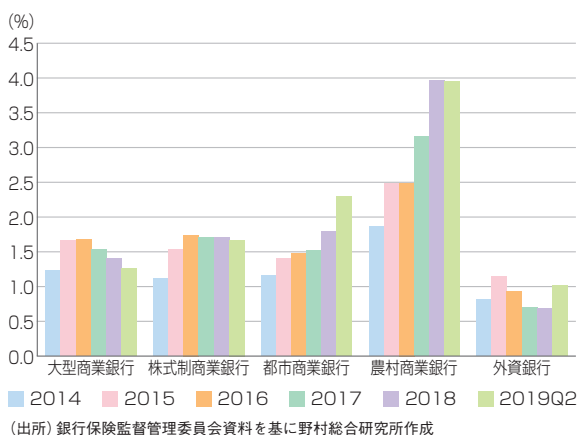
また、19年4月に「商業銀行金融資産リスク分類暫

定弁法」の草稿が発表されている。銀行貸出の場合と同様に5分類（正常、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を、債券等を含む金融資産全体に適用するもので¹⁾、やはり利益や自己資本の圧迫要因になろう。

第二に、資産管理業務についての指導意見（2018年4月「金融機関の資産管理業務の規範化に関する指導意見」）の影響もある。指導意見により、銀行の理財商品の元本収益保証は禁止され、原則、銀行の理財商品は予想収益型商品ではなく基準価額型の商品となる²⁾。予想収益型商品では、運用益のうち顧客に提示した予想収益を上回る部分が銀行の利益となっていたが、今後は基準価額型の商品になる上³⁾、これまで理財商品の高い収益率の背景にあった非標準化債権類資産⁴⁾への投資（オフバランス）も指導意見を受けて難しくなっている。さらに、これらのオフバランス投資の一部はオンバランスの貸出等に回帰してくると見られることから、銀行にとっては、新たな自己資本が必要となる。

金利自由化の動きも、今後、銀行の預貸金利差の縮小に働くと見られる。2019年8月に、銀行の貸出金利は、人民銀行が定めてきた貸出基準金利ではなく、LPR（Loan Prime Rate、「貸出基礎金利」）を参考に決めることになり、そのLPRもMLF（中期貸出ファシリティ）金利にプレミアムを上乗せする形で決まることになった⁵⁾。貸出金利が、一種の公開市場操作であるMLFの金利にプレミアムを上乗せする形で決まることになるため、これまでよりも、市場金利の実勢に近くなることが期待されている。そもそも、中国政府は市場メカニズムで貸出金利を決定すれば、競争を通じて中小企業の資金調達コスト引下げにつながると考えていることから、これらの動きは預貸金利差の縮小要因となろう。

図表1 不良債権比率



NOTE

- 1) 例えば、90日以上以上の延滞は、少なくとも破綻懸念先に入れられることになる。
- 2) 詳しくは本誌2019年10月号参照。
- 3) 銀行は、手数料収入を得るようになる。
- 4) 標準化債権類資産は、「等分化・取引可能、十分な情報開示、集中登記・独立委託管理」がなされており「公正価値を定めることができ、流動性があること、銀行間市場・証券取引所など国務院の同意を経て設立された取引市場で取引されること」とある（指導意見）。標準化債権類資産以外が非標準化債権類資産（非標）である。
- 5) LPRIについては、本誌2019年8月号参照。
- 6) 中国において達成すべき自己資本比率の最低水準は10.5%、うちTier1は8.5%、コアTier1は7.5%、システム上重要な金融機関が達成すべき自己資本比率の最低水準は11.5%、うちTier1は9.5%、コアTier1は8.5%。
- 7) 固定期限なしの資本証券。明確な償還日時・満期のない長期債券で、発行者は繰り上げ償還可能。
- 8) 公開市場業務のプライマリーディーラーが、適格銀行が発行した永久債と中央銀行手形を交換できる仕組み。
- 9) 他に、定向（ターゲットを定めた）中期貸出ファシリティ（TMLF）、常設貸出ファシリティ（SLF）、中央銀行再貸出の抵当にも入れられる。
- 10) 2019年の10月時点での資本補充の状況は以下の通りである。IPO 100.88億元、割当増資 292.36億元、永久債 4,550億元、優先株 1,650億元、Tier2資本性証券 5,164.5億元（中国経済網 19年10月10日等より）。

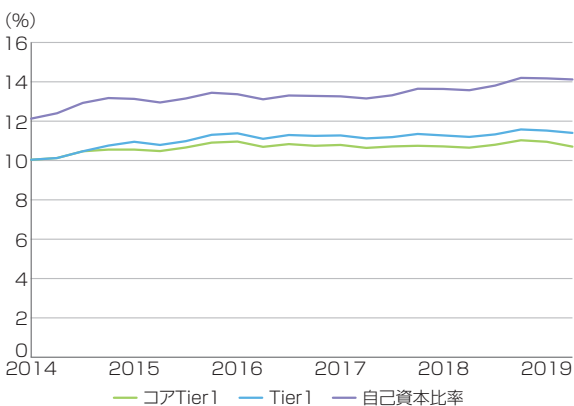
その他Tier1を補充する永久債の導入

足元（2019年6月末）で、中国の銀行の自己資本比率は14.12%（図表2）、そのうちコア（核心的）Tier1が10.71%、Tier1が11.40%と水準が低いわけではないが⁶⁾、従来から、「その他Tier1（Tier1－コアTier1）資本」が薄いことが指摘されており、最近では、もっぱら、その他Tier1資本の充足に力が入れている。

振り返ると2014年以前は、主に劣後債発行によるTier2資本の充足に力が入られていた。その他Tier1資本に充当できる優先株の発行は、2014年の証券監督管理委員会（証監会）の「優先株試行管理弁法」発表以降である。上場銀行が優先株を発行するようになり、非上場銀行も、株式店頭取引市場の取引銘柄、つまり非上場・公開会社となることで、優先株を発行できるようになった。

そして、上述したように自己資本比率の引上げの必

図表2 商業銀行の自己資本比率の推移



（出所）銀行保険監督管理委員会資料を基に野村総合研究所作成

要が強まるにつれて、2018年1月（発表3月）に、銀保監会等が、永久債⁷⁾を含む資本性証券の種類を増やす「商業銀行の資本性証券の革新へのさらなる支援に関する意見」を発表した。

これを受けて、2018年12月に金融安定発展委員会は、永久債発行により銀行の資本（その他Tier1に充当）を補充するとし、銀保監会は2019年1月、中国銀行の永久債400億元の発行を許可した。

中国人民銀行も1月に中央銀行手形スワップ（Central Bank Bills Swap, CBS）の仕組みを導入したり⁸⁾、格付け「AA」格以上の銀行永久債をMLF等の抵当に入れることを認めたりすることで⁹⁾、銀行の永久債の流動性の向上を図っている。

また、優先株についても、2019年7月に銀保監会と証監会は、非上場銀行が、株式店頭取引市場の取引銘柄にならなくとも優先株を発行できるようにした。

さらに、2019年9月27日に、金融安定発展委員会は、商業銀行の資本補充について長期的に有効なメカニズムをスピードを上げて構築するとともに、銀行の資本補充の資金の調達源のチャンネルを多様化し、また、中小銀行の資本補充を重視する等の方向性を示した。今後、さらなる資本性証券の導入や手続きの簡素化等が予想される。

このように、今年自己資本を補充する動きが続いており¹⁰⁾、金融リスクの把握、抑制・取締り、自己資本増強という金融安定化に向けたプロセスが徐々に進んでいる。

Writer's Profile



神宮 健 Takeshi Jingu
金融イノベーション研究部
上席研究員
専門は中国経済・金融資本市場
focus@nri.co.jp